(公財)愛知県サッカー協会西三河地区協会規約

- 第1条 本協会は、公益財団法人愛知県サッカー協会西三河地区協会と称する。
- 第2条 本協会は、事務所を総務委員長宅もしくは職場に置く。
- 第3条 本協会は、サッカー競技の健全なる普及、発展を期し競技精神の高揚を図る事を目的とする。
- **第4条** 本協会は、前条の目的を達成するため、(公財) 愛知県サッカー協会と連携して、以下の 事業を行う。
 - 1. 大会の主催、主管ならびに後援。
 - 2. 競技技術の奨励、研究ならびに指導。
 - 3. 審判技術の研究及び、審判員の養成。
 - 4. その他、本協会の目的達成に必要なる事項。
- 第5条 本協会に、次の役員及び委員会を置く。
 - 1. 会長1名・副会長 若干名・理事長1名 ・副理事長 若干名 ・会計監査2名
 - 2. 総務、競技、審判、技術、フットサル・タスクホースの6委員会と、第1種(社会人)、 第2種(高校生年代)、第3種(中学生年代)、第4種(小学生年代)、女子、シニアの6 種別委員会を置き、各委員長を理事扱いとする。又、各市町協会(連盟)から推薦され た代表者を理事扱いとする。
- **第6条 1.** 役員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。役員に欠員を生じた場合は、理事で推挙し、任期は前任者の残任期間とする。
 - 2. 会長、副会長、理事長、副理事長は就任時 69 歳未満とする
- 第7条 会長は、本協会を代表し業務を総監する。副会長は会長を補佐し会長に事故ある場合は業務を代理する。理事は互選により理事長、副理事長を定め、理事長、副理事長は会長の命により一般業務を遂行する。理事は責に任じ本協会の一般業務を遂行する。
- 第8条 本協会の会議は、理事会と委員会とする。理事会は理事長が招集し、委員会は委員長が招集する。
- 第9条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を協議する。
 - 1 役員の選任。
 - 2 事業報告及び収支決算
 - 3 事業計画及び収支計画
 - 4 協会規約の改廃及び規約施行に関する内規の決定。
 - 5 その他重要なる事項。

これらの議事は、理事会の出席者過半数の決議をもって、これを定める。

第10条 本協会の経費は、登録費、会費、寄付金、及びその他の収入をもって、これに充てる。 第11条 本協会の事業年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(付則) 本規約は昭和62年4月 1日より施行する。

本規約は平成 9年5月16日一部改正

本規約は平成14年5月25日一部改正

本規約は平成17年5月28日一部改正

本規則は平成18年5月27日一部変更

本規則は平成20年5月17日一部変更

本規約は平成21年5月21日一部変更

本規約は平成23年5月21日一部改正

本規約は平成27年5月24日5条1、6条2を改正、追加